

○只見保養センター設置条例

昭和48年 8 月 6 日 条例第39号

改正

昭和50年 4 月28日 条例第18号
昭和52年12月26日 条例第29号
昭和53年 6 月30日 条例第25号
昭和59年 3 月26日 条例第13号
昭和62年 3 月25日 条例第 7 号
平成元年 3 月22日 条例第17号
平成 5 年 7 月 1 日 条例第15号
平成 6 年 7 月 1 日 条例第23号
平成 6 年12月22日 条例第45号
平成 7 年 3 月30日 条例第14号
平成 7 年12月26日 条例第35号
平成18年 1 月20日 条例第 9 号
平成25年 7 月26日 条例第27号
令和 2 年 3 月 6 日 条例第22号

只見保養センター設置条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本町住民の福祉増進と観光事業の振興を図るため只見保養センター（以下「保養センター」という。）を設置し、その管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置)

第 2 条 保養センターの名称、位置は次のとおりとする。

名称 只見保養センター「ひとつぶろ まち湯」

位置 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷下2508番地の 8

(事業)

第 3 条 町長は、保養センター利用者の利便に供するため次の事業を行うことができる。

- (1) 休養施設の経営
- (2) 飲食物の提供
- (3) 物品の販売
- (4) その他町長が利用者の利便に供するため必要と認めた事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 町長は、保養センターの設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、その管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 保養センターの維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 6 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に保養センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の手続等)

第 7 条 前 3 条に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等については、只見町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年只見町条例第22号）の定めるところによる。

(職員)

第 8 条 保養センターに所長及び必要な職員を置くことができる。

2 所長は、町長の命を受け保養センターの管理運営に当たる。

(利用料)

第 9 条 保養センターを利用する者は、別表に定める利用料をその都度納付しなければならない。

- 2 利用料は、保養センターの有効な活用及び適正な運営等を図るため指定管理者の収入とすることができる。
- 3 利用料については、別表に定める額を超えない範囲で指定管理者が別に定めることができるものとし、その場合はあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(利用料の免除)

第10条 町長が特に必要と認めたときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の還付)

第11条 既納の利用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責に帰すことのできない理由によって利用不能となったとき。
- (2) 公益上、又は保養センターの管理運営上やむを得ない理由により利用許可を取り消したとき。

(損害賠償及び原状回復)

第12条 保養センターの利用者は、その利用により建物又は附属施設若しくは備品等をき損し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者は、その利用が終ったとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちにその場所を原状に回復して返還しなければならない。

(指定管理者による管理における適用)

第13条 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第10条、及び前条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるものを除くほか、保養センターの管理運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月28日条例第18号)

この条例は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則 (昭和52年12月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。

附 則 (昭和53年6月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年3月26日条例第13号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月25日条例第7号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月22日条例第17号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月1日条例第15号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日条例第45号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日条例第14号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月26日条例第35号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月20日条例第9号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例施行の際現に改正前の只見温泉保養センター設置条例第4条の規定により管理委託をしている施設については、平成18年9月1日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基

づき当該施設の管理にかかる指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年 7 月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 6 日条例第22号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 9 条関係)

利用料

区分		料金		説明
入湯施設利用料		大人 1 人600円 小人 1 人300円	入湯 1 回につき	
広間 利用 料	個室貸切利用料	1 室（6 畳）	1, 600円	入湯料含まない
	広間貸切利用料	全室（48畳）	10, 200円	入湯料含まない
		半室（24畳）	5, 100円	広間利用は予約制とする
多目的室利用料		小人 1 人300円		
カラオケ機器一式の貸出料		1 回につき	5, 100円	

備考

- 1 本表において、小人とは小学生以下（乳児は除く。）、大人とは中学生以上とする。
- 2 貸切利用は3時間以内の料金とし、3時間を越える場合は1時間料金（100円未満切捨）を加算する。